

# 山梨県公報

号外第二十号

令和六年

五月二十四日

金 曜 日

## 目次

### 条 例

○山梨県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例……………一

## 条例のあらまし

- 山梨県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例  
(条例第四十号) (DX・情報政策推進統括官)
- 生活保護法の一部改正に伴い、当該法令の用語を引用する規定の整理を行うこととした。
  - この条例は、公布の日から施行することとした。

## 条 例

山梨県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年五月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

### 山梨県条例第四十号

例 山梨県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

山梨県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例(令和六年山梨県条例第十四号)の一部を次のように改正する。  
別表第二の一の項特定個人情報情報の欄の改正規定中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番